

四 旧国共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

四の二 平成二十四年一元化法附則第三十二条
第一項の規定による障害一時金

四の三 平成二十四年一元化法附則第四十一条
第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項
に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

五の二 平成二十四年一元化法附則第五十六条
第一項の規定による障害一時金

五の三 平成二十四年一元化法附則第六十五条
第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成二十四年一元化法附則第十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧私学共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号)附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金、同条第六項に規定する移行農林年金のうち障害年金及び同法附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)に基づく特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく障害補償給付、複数事業労働者障害給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九百九十一号)。他の法律において準用する場合を含む。)に基づく障害補償

十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（令第一条第一項第五号の厚生労働省令で定める者）

第九条 令第一条第一項第五号の厚生労働省令で定める者は、同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第五号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第一条第一項第七号の厚生労働省令で定める者）

第十条 令第一条第一項第七号の厚生労働省令で定める者は、同項第五号又は第六号に掲げる区分に応じ、それぞれ同項第五号又は第六号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第七号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となるものとする。

（令第一条第二項の厚生労働省令で定める者）

第十一條 令第一条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 支給認定を受けた指定難病の患者が第五条第一号に掲げる区分に該当する場合 支給認定基準世帯員及び当該患者の加入している医療保険各法の規定による被保険者等の被扶養者

二 支給認定を受けた指定難病の患者が第五条第二号又は第三号に掲げる区分に該当する場合 支給認定基準世帯員

（支給認定の申請等）

第十二条 法第六条第一項の規定により、支給認定の申請をしようとする指定難病の患者又はその保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その居住地の都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請に係る指定難病の患者の氏名、居住地、生年月日、個人番号（行政手続における

二 当該申請に係る指定難病の患者の保護者が
当該申請をしようとする場合においては、当
該保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先
及び当該患者との連絡柄

三 四 当該申請に係る指定難病の名称
当該申請に係る指定難病の患者の医療保険
各法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第
百九十二号）又は高齢者の医療の確保に関する
法律（昭和五十七年法律第八十号）による
被保険者証（健康保険法第二百二十六条の規定
による日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙
を貼り付けるべき余白があるものに限る。）
及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入
者証に記載されている記号、番号及び保険者
名称

五 六 支給認定基準世帯員の氏名及び個人番号
当該申請に係る指定難病の患者が高額難病
治療継続者（令第一條第一項第二号ロに規定
する高額難病治療継続者をいう。）を受ける指定医療機関として希
望するものの名称及び所在地

七 八 当該申請に係る指定難病の患者が令第一條
第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定め
るものに該当するかの別

九 当該申請に係る指定難病の患者が児童福祉
法第十九条の三第三項に規定する医療費支給
認定に係る同法第六条の二第二項に規定する
小児慢性特定疾病児童等（以下この号におい
て「医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病
児童等」という。）である場合又は令第一條
第二項に規定する医療費算定対象世帯員が支
給認定を受けた指定難病の患者若しくは医療
費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等で
ある場合は、当該支給認定を受けた指定難病
の患者又は当該医療費支給認定に係る小児慢
性特定疾病児童等に関する事項

十 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。ただし、都道府県は、当該
書類により証明すべき事実を公簿等によつて確
定する特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律（平成二十五年法律第二十七
号）第二条第五項に規定する個人番号をい
う。以下同じ。）及び連絡先

認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 指定医（法第六条第一項に規定する指定医をいう。以下同じ。）の診断書（同項に規定する診断書をいう。以下同じ。）

二 前項第七号から第九号までの事項を証する書類その他負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

3 支給認定を受けたことのない指定難病の患者にあっては、前項第一号の指定医の診断書は、第十五条第一項第一号に規定する難病指定医の診断書とする。

（申請内容の変更の届出）

第十三条 支給認定患者等は、第三十一条で定める期間内において、前条第一項各号（第三号及び第六号から第九号までを除く。）に掲げる事項又は負担上限月額の算定のために必要な事項に変更があったときは、速やかに、当該支給認定患者等に対し支給認定を行った都道府県に当該事項を届け出なければならない。

前項の届出をしようとする支給認定患者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に医療受給者証（法第七条第四項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。）を添えて都道府県に提出しなければならない。

一 当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、居住地、個人番号及び連絡先

二 当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては、当該保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該患者との続柄

三 前項に規定する事項のうち、変更があつた事項とその変更内容

四 その他必要な事項

3 前項の届出書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（厚生労働省令で定める診断書）

第十四条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める診断書は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

一 支給認定を受けようとする指定難病の患者の氏名、性別及び生年月日

二 当該患者がかかっている指定難病の名称及びその病状の程度

三 診断書の作成年月日	四 診断書を作成した医師の氏名
五 その他参考となる事項	(指定医の指定)
第六条 都道府県知事は、法第六条第一項の規定により、診断又は治療に五年以上(昭和二十三年法律第二百一号)に規定する臨床研修を受けている期間を含む)従事した経験を有する医師であつて次の各号に掲げる区分のいずれかに該当するものを、その申請に基づき、当該区分に応じ、当該各号に掲げる指定医として指定するものとする。	一 難病指定医 次のいずれかに該当する者であつて、かつ、診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められるもの イ 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医(以下「専門医」という。)の資格を有すること。 ロ 都道府県知事が行う研修を修了していること。
第七条 協力難病指定医 都道府県知事が行う研修を修了している者であつて、かつ、診断書(支給認定を受けたことのある指定難病の患者の当該支給認定に係る指定難病に係るものに限る)を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められるもの	二 協力難病指定医 都道府県知事が行う研修を修了して、かつ、診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められるもの
第八条 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、第二十条第二項又は第三項の規定により前項の規定による指定医の指定(以下「指定医の指定」という。)を取り消された後五年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、指定医の指定をしないことができる。(指定医の指定の申請)	三 第二十一条 指定医の指定の申請をしようとする医師は、次に掲げる事項を記載した申請書を、第三号の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一 当該申請を行う医師の氏名、生年月日、連絡先、医籍の登録番号及び登録年月日並びに担当する診療科名 二 当該申請を行う医師が認定を受けている専門医の資格の名称及びその認定機関は前条第一項第一号若しくは同項第二号に規定する研修の名称及びその修了日 三 主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地

九	四 その他必要な事項
一	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県知事は、当該書類により証明すべき事實を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
二	一 申請者の経歴書 二 医師免許証の写し 三 専門医の資格を証明する書面又は前条第一項第一号ロに規定する研修の課程を修了したことを証する書面(難病指定医の指定を受けようとする場合に限る。)
三	四 前条第一項第二号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面(協力難病指定医の指定を受けようとする場合に限る。)
四	五 第十七条 指定医(専門医の資格を有する難病指定医を除く。)は、指定医の指定を受けた日から五年を超えない日までの間に、第十五条第一項各号に掲げる指定医の区分に応じ当該各号の都道府県知事が行う研修を受けなければならぬ。ただし、当該五年を超えない日までの間に実施されるいずれの研修をも受けることができないことについて、災害、傷病、長期の海外渡航その他のやむを得ない理由が存する都道府県知事が認めたときは、この限りでない。

五	三 第二十二条 令第二条の指定難病に係る医療に要する費用の額の算定方法は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によるものとする。ただし、これによることができないと、及びこれによることを適当としないときの算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。
六	四 第二十三条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める場合は、申請書の記載事項に不備がある場合又は申請書に必要な書類が添付されていない場合とする。
七	五 第二十四条 都道府県は、法第七条第三項の規定により、指定医療機関の中から、当該支給認定に係る第十二条第一項の申請書における同項第六号の事項に係る記載を参考として、当該支給認定を受けた指定難病の患者が特定医療を受けることが相当と認められるものを、当該支給認定を受けた指定難病の患者が指定特定医療を受ける医療機関として定めるものとする。
八	六 第二十五条 法第七条第四項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
九	七 第二十六条 都道府県は、医療受給者証を破り、又は汚した場合の前条の申請には、前項の申請書に、当該医療受給者証を添えなければならない。

十	八 第二十七条 前条の申請をしようとする支給認定患者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。
十一	九 第二十八条 支給認定を受けた指定難病の患者は、法第七条第六項の規定により、指定特定医療を受けるに当たっては、その都度、指定医療機関に対して医療受給者証を提示しなければならない。
十二	一 第二十九条 法第八条第一項の指定難病審査会の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす
十三	二 指定難病審査会の委員は、再任されることが

(会長)
第三十条 指定難病審査会に会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
二 会長は、会務を総理し、指定難病審査会を代表する。
三 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
 (法第九条の厚生労働省令で定める期間)

第三十一条 法第九条の厚生労働省令で定める期間は、一年以内であつて、支給認定を受けた指定難病の患者が、当該支給認定を受けた指定難病の病状の程度及び治療の状況からみて指定難定医療を受けることが必要な期間とする。ただし、当該期間を延長する特別の事情があると認められるときは、一年六月を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。

(法第十条の厚生労働省令で定める事項)

第三十二条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第七条第三項の規定に基づき定められた指定医療機関

二 負担上限月額及び負担上限月額に関する事項

三 支給認定に係る指定難病の名称

(支給認定の変更の申請)

第三十三条 法第十条第一項の規定により支給認定の変更を申請しようとする支給認定患者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

一 当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、居住地及び連絡先

二 当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては、当該保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該患者との続柄

三 前条各号に掲げる事項のうち変更の必要が生じたもの

四 その他必要な事項

二 前項の申請書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事實を公簿等によつて確認することができる。

三 第一項の規定により申請書を提出した支給認定患者等は、法第十条第三項の規定に基づき都道府県から医療受給者証の提出を求められたときは、これを都道府県に提出しなければならぬ。

3

四 法第十四条第二項各号に該当しないことを

下同じ。)である旨

五 標ぼうしている診療科名

六 役員の氏名及び職名

七 その他必要な事項

2 法第十四条第一項の規定により指定医療機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 病院又は診療所の名称及び所在地

二 開設者の住所、氏名又は名称

三 保険医療機関(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。)である旨

四 誓約する旨

五 役員の氏名及び職名

六 その他必要な事項

六 役員の氏名及び職名

七 その他必要な事項

2 法第十四条第一項の規定により指定医療機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 薬局の名称及び所在地

二 開設者の住所、氏名又は名称

三 保険薬局(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。)

四 誓約する旨

五 役員の氏名及び職名

六 その他必要な事項

</

認するためには必要な事項として、次のイからチまでに定める事項。

イ 次の（1）から（3）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該（1）から（3）までに掲げる事項。

（1） 提供申出者が公的機関である場合 当該匿名指定難病関連情報の直接の利用目的が難病対策に関する施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨

（2） 提供申出者が大学その他の研究機関である場合 当該匿名指定難病関連情報の直接の利用目的が難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保又は難病の患者の療養生活の質の維持向上に資する研究に資する目的である旨

（3） 提供申出者が次条に規定する者である場合 当該匿名指定難病関連情報の直接の利用目的が第四十五条の六第一項に規定する業務に資する目的である旨

ロ 当該匿名指定難病関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間

ハ 当該匿名指定難病関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名指定難病関連情報を利用して作成する成果物の内容

二 当該業務の成果物を公表する方法

ホ 当該匿名指定難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保又は難病の患者の療養生活の質の維持向上に資する研究に資する目的である旨

ハ 当該匿名指定難病関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名指定難病関連情報を利用して作成する成果物の内容

二 当該業務の成果物を公表する方法

ホ 当該匿名指定難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保又は難病の患者の療養生活の質の維持向上に資する研究に資する目的である旨

ハ 当該匿名指定難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保又は難病の患者の療養生活の質の維持向上に資する研究に資する目的である旨

チイからトまでに掲げるものほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

ト 提供申出者は、前項に規定する申出をする方法及び年月日

チイからトまでに掲げるものほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

チイからトまでに掲げるものほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

ト 提供申出者は、前項に規定する申出をするとき、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されており、提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方

公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第五十条の二により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める証明書で申出の日において有効なものその他これらの方が本人であることを確認するに足りる書類。

二 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

三 提供申出者は、匿名指定難病関連情報を第四十五条の七に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供的の申出のほか、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十七条の三第一項に規定する提供的の申出をしなければならない。

四 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができ

五 厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名指定難病関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

六 前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名指定難病関連情報の提供の実施を請求するときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

七 提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。（法第二十七条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第五十条の二により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める証明書で申出の日において有効なものその他これらの方が本人であることを確認するに足りる書類。

二 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

三 提供申出者は、匿名指定難病関連情報を第四十五条の七に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供的の申出のほか、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十七条の三第一項に規定する提供的の申出をしなければならない。

四 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができ

五 厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名指定難病関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

六 前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名指定難病関連情報の提供の実施を請求するときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。（法第二十七条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める証明書で申出の日において有効なものその他これらの方が本人であることを確認するに足りる書類。

二 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

三 提供申出者は、匿名指定難病関連情報を第四十五条の七に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供的の申出のほか、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十七条の三第一項に規定する提供的の申出をしなければならない。

四 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができ

五 厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名指定難病関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

六 前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名指定難病関連情報の提供の実施を請求するときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。（法第二十七条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

二 難病の患者に対する医療又は難病の患者に対する医療の分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名指定難病関連情報を難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉の分野の研究開発の用に供することを直接の目的とする。

ロ 匿名指定難病関連情報を利用して行った分析の成果物が公表されること。

ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

二 第四十五条の八に規定する措置が講じられていること。

一 難病対策に関する施策の企画及び立案に関する調査であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名指定難病関連情報を難病対策に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

三 法人等であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五 前各号に掲げる者のほか、匿名指定難病関連情報等（匿名指定難病関連情報及び児童福祉法第二十一条の四の二第一項に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報（以下「匿名小児慢性特定疾病関連情報」という。）をいう。）を利用して不適切な行為をしたことと同じ。を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第二十七条の二第一項又は児童福祉法第二十二条の四の二第一項の規定により匿名指定難病関連情報を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

四 難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保又は難病の患者の療養生活の質の維持向上に資する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当する

イ 匿名指定難病関連情報を難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保又は難病の患者の療養生活の質の維持向上に資する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名指定難病関連情報を利用して行つた研究の成果物が公表されること。

ハ 前号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

三 難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保又は難病の患者の療養生活の質の維持向上に資する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当する

イ 匿名指定難病関連情報を難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保又は難病の患者の療養生活の質の維持向上に資する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名指定難病関連情報を利用して行つた研究の成果物が公表されること。

ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

四 難病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に資する業務であつて、前各号に掲げるものに準ずるものうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名指定難病関連情報を難病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に資する業務の用に供することを直接的目的とすること。

ロ 匿名指定難病関連情報を利用して行つた業務の内容が公表されること。

ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

二 提供申出者が行う業務が法第二十七条の二第一項の規定により匿名指定難病関連情報を取り扱うものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、児童福祉法施行規則第十七条の五第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

(匿名指定難病関連情報と連結して利用することは連結して利用することができる状態で提供することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、児童福祉法施行規則第十七条の五第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。)

(匿名指定難病関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報)

第四十五条の七 法第二十七条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名小児慢性特定疾病関連情報とする。

(法第二十七条の五の厚生労働省令で定める措置)

第四十五条の八 法第二十七条の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

イ 匿名指定難病関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ 匿名指定難病関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ハ 匿名指定難病関連情報に係る管理簿を整備すること。

二 匿名指定難病関連情報を取り扱う者の評価及び改善を行うこと。

ホ 匿名指定難病関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二 次に掲げる個人的な安全管理に関する措置イ 匿名指定難病関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 法、児童福祉法、統計法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

(3) (2) 暴力団員等
匿名指定難病関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関

係法令の規定に反した等の理由により匿名指定難病関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(匿名指定難病関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと)。

三 次に掲げる物理的な安全管理に関する措置イ 匿名指定難病関連情報を取り扱う区域をして特定された区域への入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。

ロ 匿名指定難病関連情報を取り扱う区域として特定された区域への入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。

ハ 匿名指定難病関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。

二 匿名指定難病関連情報を削除し、又は匿名指定難病関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

三 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置イ 匿名指定難病関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名指定難病関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ 不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ 匿名指定難病関連情報を漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ホ 匿名指定難病関連情報の取扱いに関する措置

イ 業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名指定難病関連情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。

ロ イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

ハ 匿名指定難病関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出した者以外の者が当該匿名指定難病関連情報を取り扱うことを禁止すること。

(法第二十七条の九の厚生労働省令で定める者)

第五章 療養生活環境整備事業

第四十五条の九 法第二十七条の九の厚生労

働省令で定める者は、社会保険診療報酬支払基金による社会保険診療報酬支払基金、国民健康保

険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会又は法第二十七条の九に規定する事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者とする。

(手数料に関する手続)

第四十五条の十 厚生労働大臣は、法第二十七条の二第一項の規定により匿名指定難病関連情報を利用すること。

イ 匿名指定難病関連情報を取り扱う区域を特定すること。

ロ 匿名指定難病関連情報を取り扱う区域として特定された区域への入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。

ハ 匿名指定難病関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。

二 匿名指定難病関連情報を削除し、又は匿名指定難病関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

三 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置イ 匿名指定難病関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名指定難病関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ 不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ 匿名指定難病関連情報を漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ホ 匿名指定難病関連情報の取扱いに関する措置

イ 業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名指定難病関連情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。

ロ イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

ハ 匿名指定難病関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出した者以外の者が当該匿名指定難病関連情報を取り扱うことを禁止すること。

(法第二十七条の九の厚生労働省令で定める者)

第四十五条の十一 令第十条第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した

(令第十条第二項の厚生労働省令で定める書面)

一 手数料の額

二 手数料の納付期限

三 その他必要な事項

(手数料の免除に関する手続)

第四十五条の十二 厚生労働大臣は、匿名指定難病関連情報利用者から令第十一条第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の許否を決定し、当該匿名指定難病関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(法第二十八条第二項の厚生労働省令で定める便宜)

第四十六条 法第二十八条第一項第一号の厚生労

働省令で定める便宜は、難病の患者、その家族その他の関係者に対する必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導その他の難病の患者及びその家族に必要な支援とする

(法第二十八条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準)

第五十条の三 法第二十八条第三項の厚生労

働省令で定める者は、同条第一項第一号に掲げる事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人等であつて、都道府県が適当と認めるものとする。

(法第二十八条第三項の厚生労働省令で定める方法)

第五十条の二 法第二十八条第二項の厚生労

働省令で定める方法は、個人番号カードを提示する方法とする。ただし、当該方法によることができない状況にあるときは、書面により提示する方法とする。

(法第二十八条第二項の厚生労働省令で定める方法)

第五十条 法第二十八条第三項の厚生労

働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定難病の患者の氏名及び生年月日

二 当該患者が指定難病にかかるている事実訪問看護を委託し、当該医療機関に対し、当該訪問看護の実施に必要な費用を交付することにより行うものとする。

(法第二十八条第二項の厚生労働省令で定める事項)

第三章 療養生活環境整備事業

二 指定難病の患者であること。

三 指定難病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用していること。

(法第二十八条第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第四十八条 法第二十八条第一項第三号の厚生労

働省令で定める者は、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士と

する。

(法第二十八条第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第四十九条 法第二十八条第一項第三号の訪問看護を行う事業は、訪問看護ステーション等その他の訪問看護を行なう医療機関に当該事業に係る

訪問看護を委託し、当該医療機関に対し、当該訪問看護の実施に必要な費用を交付することに

より行うものとする。

(法第二十八条第二項の厚生労働省令で定める事項)

第五十条 法第二十八条第二項の厚生労

働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定難病の患者の氏名及び生年月日

二 当該患者が指定難病にかかるている事実訪問看護を委託し、当該医療機関に対し、当該訪問看護の実施に必要な費用を交付することにより行うものとする。

(法第二十八条第二項の厚生労働省令で定める事項)

第五十一条 法第二十九条第三項の設置の届出

者)

第五十二条 法第二十九条第三項の厚生労

働省令で定める者は、同条第一項第一号に掲げる事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施するこ

とができる法人等であつて、都道府県が適当と認めるものとする。

(法第二十九条第三項の厚生労働省令で定める方法)

第五十三条 法第二十九条第三項の厚生労

働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 難病相談支援センター(法第二十九条第一

項の難病相談支援センターをいう。第三号に

おいて同じ。)の名称及び所在地

(難病相談支援センターの設置の届出)

第五十四条 法第二十九条第三項の厚生労

働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 難病相談支援センター(法第二十九条第一

項の難病相談支援センターをいう。第三号に

おいて同じ。)の名称及び所在地

(難病相談支援センターの設置の届出)

第五十五条 法第二十九条第三項の届出

を行なうものの名称

及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名

四 三 及び主たる事務所の所在地並びにその代表者
の氏名、住所及び職名
難病相談支援センターの設置の予定年月日
営業日及び営業時間

及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名
三 難病相談支援センターの設置の予定年月日
四 営業日及び営業時間
担当する区域
六 その他必要と認める事項

及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名
三 難病相談支援センターの設置の予定年月日
四 営業日及び営業時間
五 担当する区域
六 その他必要と認める事項
受託者は、收支予算書及び事業計画書並びに
箇別、公正かつ中立な業務の運営を確保すること

五	及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名
三	難病相談支援センターの設置の予定年月日
四	営業日及び営業時間
六	担当する区域 その他必要と認める事項
	受託者は、收支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を都道府県知事に提出しなければならない。

五 十 二 条	法第二百一十二条第二項（去第三十五条）	及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名
四 四	難病相談支援センターの設置の予定年月日	三 三
四 四	営業日及び営業時間	四 四
四 四	担当する区域	五 五
第四章 雜則	その他必要と認める事項	六 六

及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名

三 難病相談支援センターの設置の予定年月日

四 営業日及び営業時間

五 担当する区域

六 その他必要と認める事項

受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を都道府県知事に提出しなければならない。

第四章 雜則

五十二条 法第二十一条第二項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が専常すべき正用書の兼用は、

及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名

三 難病相談支援センターの設置の予定年月日

四 営業日及び営業時間

五 担当する区域

六 その他必要と認める事項

受託者は、收支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を都道府県知事に提出しなければならない。

第四章 雜則

五十二条 法第二十二条第一項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第一号とのおりとする。

及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名

三 難病相談支援センターの設置の予定年月日

四 営業日及び営業時間

五 担当する区域

六 その他必要と認める事項

受託者は、收支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を都道府県知事に提出しなければならない。

第四章 雜則

五十二条 法第二十一条第二項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、

様式第一号とのおりとする。

法第三十六条第三項において準用する法第二十一条第二項の規定により当該職員が携帯すべく正月書の表記は、表記二号の二から三の二

及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名
三 難病相談支援センターの設置の予定年月日
四 営業日及び営業時間

五 担当する区域

六 その他必要と認める事項

受託者は、收支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を都道府県知事に提出しなければならない。

第四章 雜則

五十二条 法第二十一条第二項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、
様式第一号のとおりとする。
法第三十六条第三項において準用する法第二十一条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第二号のとおりとす

及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名

三 難病相談支援センターの設置の予定月日

四 営業日及び営業時間

五 担当する区域

六 その他必要と認める事項

受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を都道府県知事に提出しなければならない。

第四章 雜則

五十二条 法第二十一条第二項（法第三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、

法第三十六条第三項において準用する法第二十一条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

（大都市の特例）

五十三条 令第十三条の規定により、指定都市

及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名

三 難病相談支援センターの設置の予定年月日

四 営業日及び営業時間

五 担当する区域

六 その他必要と認める事項

受託者は、收支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を都道府県知事に提出しなければならない。

第四章 雜則

五十二条 法第二十一条第二項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、

様式第一号のとおりとする。

法第三十六条第三項において準用する法第二十一条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

（大都市の特例）

五十三条 令第十三条の規定により、指定都市が難病の患者に対する医療等に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるる。

及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名

三 難病相談支援センターの設置の予定年月日

四 営業日及び営業時間

五 担当する区域

六 その他必要と認める事項

受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を都道府県知事に提出しなければならない。

第四章 雜則

五十二条 法第二十一条第二項（法第三十五条）

第二項において準用する場合を含む。の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、

により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、

様式第一号のとおりとする。

法第三十六条第三項において準用する法第二十一条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

る。

(大都市の特例)

五十三条 令第十三条の規定により、指定都市が難病の患者に対する医療等に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替える。

及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名

三 難病相談支援センターの設置の予定年月日

四 営業日及び営業時間

五 担当する区域

六 その他必要と認める事項

受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を都道府県知事に提出しなければならない。

第四章 雜則

五十二条 法第二十一条第二項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、

様式第一号のとおりとする。

法第三十六条第三項において準用する法第二十一条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

（大都市の特例）

五十三条 令第十三条の規定により、指定都市が難病の患者に対する医療等に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表下欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

		及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の 氏名、住所及び職名
三	難病相談支援センターの設置の予定年月日	四
四	當業日及び當業時間	五
	担当する区域	六
	その他必要と認める事項	
	受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに 適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するた めの措置について記載した文書を都道府県知事 に提出しなければならない。	
		第四章 雜則
	五十二条 法第二十一条第二項（法第三十五条 第二項において準用する場合を含む。）の規定 により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、 様式第一号のとおりとする。	
	法第三十六条第三項において準用する法第二 十一条第二項の規定により当該職員が携帯すべ き証明書の様式は、様式第二号のとおりとす る。	
	(大都市の特例)	
五十三条 令第十三条の規定により、指定都市 が難病の患者に対する医療等に関する事務を処 理する場合においては、次の表の上欄に掲げる この省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げる ものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替える ものとする。		
四条	都道府県	
十二条	指定都市	
十三条		

				及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の 氏名、住所及び職名
				三 難病相談支援センターの設置の予定年月日
				四 営業日及び営業時間
				五 担当する区域
				六 その他必要と認める事項
				受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに 適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するた めの措置について記載した文書を都道府県知事 に提出しなければならない。
				第四章 雜則
				五十二条 法第二十一条第二項（法第三十五条 第二項において準用する場合を含む。）の規定 により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、 様式第一号のとおりとする。
				法第三十六条第三項において準用する法第二 十一条第二項の規定により当該職員が携帯すべ き証明書の様式は、様式第二号のとおりとす る。
				（大都市の特例）
				五十三条 令第十三条の規定により、指定都市 が難病の患者に対する医療等に関する事務を処 理する場合においては、次の表の上欄に掲げる この省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げる ものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替える ものとする。
十五條	十四条	十三条	都道府県	（大都市の特例）
事が	都道府県 事は	都道府県 事は	指定都市	（大都市の特例）
は	は	は	は	（大都市の特例）

					及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の 氏名、住所及び職名
					三 難病相談支援センターの設置の予定年月日
					四 営業日及び営業時間
				五 担当する区域	六 その他必要と認める事項
					受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに 適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するた めの措置について記載した文書を都道府県知事 に提出しなければならない。
					(大都市の特例)
					五十二条 法第二十一条第二項（法第三十五条 第二項において準用する場合を含む。）の規定 により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、 様式第一号のとおりとする。
					法第三十六条第三項において準用する法第二 十一条第二項の規定により当該職員が携帯すべ き証明書の様式は、様式第二号のとおりとす る。
					(この省令の規定中の字句で、同表下欄に掲げる ものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替える ものとする。)
			四条		
			十二条		
			十三条		
			十五条		
				都道府県	
					指定都市
都道府県知事 指定都市の市長	都道府県 事は 事が	都道府県 知事	都道府県 知事	都道府県 知事	は
長が					

第三十二条	都道府県知事	都道府県の市長
第三十三条	都道府県	指定都市
第三十四条	都道府県知事	指定都市の市長
第三十五条	都道府県	指定都市
第三十六条	都道府県知事	指定都市の市長
第四十二条	都道府県	指定都市
第四十三条	都道府県知事	指定都市の市長
第四十四条	都道府県	指定都市
第四十五条第一項	都道府県	指定都市
第五十条の三	都道府県	指定都市
第五十一条第二項	都道府県知事	指定都市の市長
第五十五条の二	都道府県	指定都市
第五十五条の三	都道府県は 都道府県知事	指定都市は 指定都市の市長
附 則 抄		
(支給認定の申請の特例)		
第一条 この省令は平成二十七年一月一日から施行する。		
第二条 都道府県は、法の施行前に支給認定の申請をする指定難病の患者又はその保護者が、令附則第三条に規定する難病療養継続者に該当する場合は、指定医でない医師が作成した診断書についても、これを指定医の診断書とみなして支給認定を行うことができる。		
(指定医の指定の特例)		
第三条 都道府県知事は、平成二十九年三月三十日までの間に限り、第十五条第一項の規定にかかるわらず、その申請に基づき、施行日において診断又は治療に五年以上(医師法に規定する臨床研修を受けている期間を含む)従事した経験を有する医師であつて、指定難病の診断及び治療に従事した経験を有する者を難病指定医に指定することができる。		
2 前項に規定する指定医にあっては、第十七条第一項の規定にかかるわらず、平成二十九年三月三十日までに同項に規定する研修を受けなければならぬものとし、当該研修を受けなかつたときは、前項の指定は、当該日にその効力を失う。		
(新型コロナウイルス感染症に関する特例)		
第三条の二 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第九十二号。以下「令和二年厚生労働省令第九十二号」という。)の省令は、平成三十年七月一日から施行する。		
附 則 (平成三〇年六月二七日厚生労働省令第七八号) 抄		
(施行期日)		
第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。		
附 則 (平成二九年一月二六日厚生労働省令第一三六号)		
(施行期日)		
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。		
附 則 (平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号) 抄		
(施行期日)		
第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。		
附 則 (平成二九年一月二六日厚生労働省令第一三六号)		
(施行期日)		
第一条 この省令は、平成三十年七月一日から施行する。		

第二十七条								
第三十一条	都道府県知事	指定都市の市長	都道府県	指定都市	都道府県知事	指定都市の市長	都道府県	第三十五条
第三十三条								第三十六条
第三十四条								第三十七条
第三十五条	都道府県知事	指定都市の市長	都道府県	指定都市	都道府県知事	指定都市の市長	都道府県	第三十八条
第三十六条								第三十九条
第三十七条								第四十条
第三十八条								第四十二条
第三十九条								第四十三条
第四十条								第四十四条
第四十五条第一項	都道府県	指定都市	都道府県	指定都市	都道府県知事	指定都市の市長	都道府県	第四十五条第二項
第四十五条第二項	都道府県は	指定都市は	都道府県知事	指定都市の市長	都道府県知事	指定都市の市長	都道府県	第五十一条第二項
第五十一条第三項	都道府県	指定都市の市長	都道府県	指定都市	都道府県	指定都市の市長	都道府県	第五十一条第二項
第五十一条第二項	都道府県知事	指定都市の市長	都道府県	指定都市	都道府県	指定都市の市長	都道府県	第五十一条第一項
第五十一条第一項	都道府県	指定都市	都道府県	指定都市	都道府県	指定都市の市長	都道府県	第四十五条第一項
第一条	この省令は平成二十七年一月一日から施行する。	(支給認定の申請の特例)	第二条	都道府県は、法の施行前に支給認定の申請をする指定難病の患者又はその保護者が、令附則第三条に規定する難病療養継続者に該当する場合は、指定医でない医師が作成した診断書についても、これを指定医の診断書とみなして支給認定を行うことができる。(指定医の指定の特例)	第三条	都道府県知事は、平成二十九年三月三十日までの間に限り、第十五条第一項の規定にかかるわらず、その申請に基づき、施行日において診断又は治療に五年以上(医師法に規定する臨床研修を受けている期間を含む)従事した経験を有する医師であつて、指定難病の診断及び治療に従事した経験を有する者を難病指定医に指定することができる。	前項に規定する指定医にあつては、第十七条第一項の規定にかかるわらず、平成二十九年三月三十日までに同項に規定する研修を受けなければならぬものとし、当該研修を受けなかつたときは、前項の指定は、当該日にその効力を失う。	(新型コロナウイルス感染症に関する特例)
第三条の二	児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第九十二号)において「令和二年改正省令」という。次項において「令和二年改正省令」という。	の施行の日から令和三年二月二十八日までの間	附 則 (平成二十九年一月二日厚生労働省令第七八号)抄	附 則 (平成二九年一月二日厚生労働省令第一三六号)抄	附 則 (平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号)抄	附 則 (平成二九年一月二日厚生労働省令第一二六号)抄	附 則 (平成二九年一月二日厚生労働省令第一一七号)抄	附 則 (平成二九年一月二日厚生労働省令第一〇七号)抄
1	る。	る。	る。	る。	る。	る。	る。	る。

（施行期日）
1 この省令は、平成三十年九月一日から施行する。
(難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)
規則の一部改正に伴う経過措置
この省令による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五十五条第一項に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給について適用し、施行日前に行われた同項に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令
第一条）抄
(施行期日)
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令は、定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。
2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和二年四月三〇日厚生労働省令
令第九二号）
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、令和二年九月一日から施行する。
(施行期日)
附 則（令和二年七月一七日厚生労働省令
令第一四一號）抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二五日厚生労働省令
省令第二〇八号）抄
(施行期日)
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日厚生労働省令
省令第二一一号）抄
(施行期日)
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
規則の一部改正に伴う経過措置
この省令による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五十五条第一項に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給について適用し、施行日前に行われた同項に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給については、なお従前の例による。

（施行期日）
1 この省令は、平成三十年九月一日から施行する。
（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
4 この省令による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の規定は、施行日以後に行われる難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条による特定医療費の支給について適用し、施行日前に行われた同項に規定する特定医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれの省令で定める様式によるものとみなす。
2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和二年四月三日厚生労働省令第九二号）
この省令は、公布の日から施行する。
（施行期日）
第一条 この省令は、令和二年九月一日から施行する。
附 則（令和二年七月一七日厚生労働省令第一四一号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、令和二年一月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第九条 第二十三条の規定による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置

1 この省令は、平成三十年九月一日から施行する。
（施行期日）

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

4 この省令による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の規定は、施行日以後に行われる難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給について適用し、施行日前に行われた同項に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄
(施行期日)
（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和二年四月三〇日厚生労働省令第九二号）
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年七月一七日厚生労働省令第一四一號）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年九月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日厚生労働省令第二二二号）抄
(施行期日)

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第九条の規定による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第六条のに対する医療等に関する法律施行規則第六条の

規定は、指定特定医療（難病の患者に対する医療等に関する法律）（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定特定医療をいう。以下この条において同じ。が行われた月が令和三年七月以後の場合における同法第五条第一項の特定医療費の支給について適用し、指定特定医療が行われた月が同年六月以前の場合における当該特定医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和三年一二月一七日厚生労働省省令第二〇一号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年五月二〇日厚生労働省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年九月一四日厚生労働省令第一一二号）

この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第一条中児童福祉法施行規則第七条の四十二の次に三条を加える改正規定及び第二条の規定（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第三十一条、第三十五条第三項及び第五十三条の表以外の部分の改正規定を除く。）は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和五年九月二九日厚生労働省令第一二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年二月二六日厚生労働省令第二八号）

この省令は、令和六年四月一日から施行す

樣式第一號（第五十一條第一項關係）

官職 又は職名		(表面)
氏名		特定医療検査証
生年月日		第
難病の患者に対する医療等に関する法律第二十一条及び第三十五条に定める当該医員であることを記す 欄		号
令和 年 月 日 交付		
都道府県知事		印

様式第二号（第五十二条第二項関係）

		(表面)
特定医療検査証		
第 1 号		
官職 又は職名		
氏名		
生年月日		
難病の患者に対する医療等に関する法律第三十六条に定める当該職員であることを認する。		
写真		
令和 年 月 日 交付		
厚生労働大臣		
印		

(裏面)	
難病の患者に対する医療等に関する法律(付)	
(報告等)	
第二十一条 (略)	
2 前項の規定による賃金又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す届出書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
4 (略)	
(厚生労働大臣の特定医療費の支給に関する調査等)	
第三十六条 厚生労働大臣は、特定医療費の支給に関して緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の知事との密接な連携の下に、当該特定医療費の支給に係る指定難病の患者若しくは被保険者又はこれら二者であつゝ者に対し、当該特定医療費の支給に係る特定医療の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。	
2 厚生労働大臣は、特定医療費の支給に関して緊急の必要があると認めたときは、当該都道府県の知事との密接な連携の下に、特定医療を行った者若しくは被保険者若しくは報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。	
3 第二十九条第二項の規定は第二項の規定による賃金について、同条第三項の規定は第二項の規定による賃金について適用する。	
第四十五条 第三十六条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは表示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答がせず、若しくは虚偽の答をした者は、三十万円以下の罰金に処する。	
第四十六条 第三十六条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは表示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答がせず、若しくは虚偽の答をした者は、十万円以下の過料に処する。	
注意	
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
2 この検査証は、職名の眞偽を生じ、又は不眞となつたときは、速やかに、返還しなければならない。	
3 大きさは、縦84ミリメートル、横86ミリメートルとする。	